

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷六十第

行發日一月六年二十正大

## 論叢

賣上税の本質及長所 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 日本經濟史の特性 . . . . . 法學士 本庄榮治郎  
 モン派の社會改造哲學及び連帶思想 . . . . . 文學博士 米田庄太郎  
 價値の類型と個性 . . . . . 法學士 恒藤 恭

## 時論

支那の産業に對する投資 . . . . . 法學博士 戸田 海市  
 税法の新改正を論ず . . . . . 法學博士 小川郷太郎

## 說苑

婚姻年齡の統計的研究 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

## 雜錄

東京市の水面人口及所帶 . . . . . 法學博士 財部 靜治  
 炭鑛労働者の生計狀態 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 附錄

本誌第十六卷總目錄 . . . . .

## 炭坑労働者の生計状態

河田 嗣 郎

私は本誌前號に同一題目に就いて短文を掲げて置いた。然る所其際材料として用ゐた三井鑛業所の調査は數字の計算上に誤違ありたる旨後に至つて同所から通知を受け、同時にその調査は昨年九月分だけだったので其れに併せて、十一月分をも送つて貰ふことが出来た。早速前號所載のものゝ新材料とを比較して見るに、數字の多少異つた爲め説明と批判とに多少の修正を加へなければならぬ點もある。そこで又新たに本文を草して修正を爲すと同時に、三ヶ月に渉る資料に就いて前月所載のものよりも稍々詳細で又やゝ正確なるものとして茲に掲載することとする。終りに多大の好意を以て調査資料を割愛せられたる三井田川鑛業所に謝意を表す。

一 内務省社會局に於ては労働者の生活調査に着手し、各方面に通牒して、一定方式に依る調査材料を蒐集中のよしに聞及びで居る。茲に掲げるものは、其の調査の爲めに三井田川鑛業所に於て作製した調査に依り、少しく之に攷察を加へたものである。

調査は大正十一年の九、十、十一の三ヶ月に渉るもので、炭坑労働者二十世帯の生計上に於ける支出費各項目別調と、所得と支出との比較調と、收支過不足調との三者より成立つ。

先づ支出に於ける各費目別を各月毎に示し、次に總支出額に對する各費目の千分比に就いて三ヶ月を平均したものを作製して示すこととする。

第一表 支出費目別調

其一 大正十一年九月分

摘要	三人暮ノ世帯		四人暮ノ世帯		五人暮ノ世帯		六人暮ノ世帯		七人暮ノ世帯		八人暮ノ世帯		九人暮ノ世帯		計	千分比
	總支出額	平均額	總支出額	平均額	總支出額	平均額	總支出額	平均額	總支出額	平均額	總支出額	平均額	總支出額	平均額		
飲食物費	1,776.50	1,776.50	2,160.00	2,160.00	2,544.00	2,544.00	2,928.00	2,928.00	3,312.00	3,312.00	3,696.00	3,696.00	4,080.00	4,080.00	15,000.00	15.0
住宅費	1,400.00	1,400.00	1,600.00	1,600.00	1,800.00	1,800.00	2,000.00	2,000.00	2,200.00	2,200.00	2,400.00	2,400.00	2,600.00	2,600.00	10,000.00	10.0
新炭燈火費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
被服身費	576.00	576.00	648.00	648.00	720.00	720.00	792.00	792.00	864.00	864.00	936.00	936.00	1,008.00	1,008.00	3,600.00	3.6
品費	1,100.00	1,100.00	1,200.00	1,200.00	1,300.00	1,300.00	1,400.00	1,400.00	1,500.00	1,500.00	1,600.00	1,600.00	1,700.00	1,700.00	6,000.00	6.0
藥費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
育兒費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
交際費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
學業費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
貯金	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0
雜費	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	1,000.00	1.0

合計	25,923.30	23,280.37	37,408.00	12,529.97	23,750.00	20,940.00	26,120.00	22,120.00	29,926.66	96,666.66
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

其二 大正十一年十月分

摘要	二人暮らし世帯		三人暮らし世帯		四人暮らし世帯		五人暮らし世帯		六人暮らし世帯		七人暮らし世帯		八人暮らし世帯		計	千分比
	額	平均額	額	平均額	額	平均額	額	平均額	額	平均額	額	平均額	額	平均額		
飲食物費	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00	2,510.00
住宅費	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00
新築燈火	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00	1,970.00
被服身廻	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00	2,110.00
日用品費	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00	2,310.00
醫藥費	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00	920.00
育児費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交際費	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00
享樂費	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00
貯金	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
雜費	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00	2,480.00
合計	20,626.00	20,626.00	23,280.37	23,280.37	37,408.00	37,408.00	12,529.97	12,529.97	23,750.00	23,750.00	20,940.00	20,940.00	26,120.00	26,120.00	29,926.66	29,926.66

其三 大正十一年十一月分

雜錄 炭坑労働者の生計状態

第十六卷 (第六號 一四六) 一〇三四

摘要	二人暮らし世帯		三人暮らし世帯		四人暮らし世帯		五人暮らし世帯		六人暮らし世帯		七人暮らし世帯		八人暮らし世帯		計	世帯均	千分比
	總支出	平均額	總支出	平均額	總支出	平均額	總支出	平均額	總支出	平均額	總支出	平均額	總支出	平均額			
飲食物費	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇	三、四二〇
住宅費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
薪炭燈火費	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
被服身廻品費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
醫藥費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
育兒費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交際費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
享樂費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貯金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一	六、二二一

右三表に就いて見るに、各費目は其の實數に於ても、其が總支出に對する割合に於ても、月に依て多少の相違がある。中に在つて、各費目が總支出に對して有する歩合に就いて之を窺ふに飲食物費は九月に於て其の歩合低く、十月と

十一月とは同一歩合を示して居るのは面白い。次に住宅費に於て九月の歩合が他の二ヶ月に比して著しく大なるは如何なる理由によるものか住宅費として計上せられたるものゝ内容に就いて調べて見なければ了解し難き所である。次に

薪炭費と被服費とが十月及十一月に於て増加して居るのは當然のこと、謂はねばならぬ。次に交際費と雜費とが九月に於て多いのも面白い。

最後に貯金は九月に於て著大であるが、之は一面他の費目との振合に因り他面また收入との比較に因り増減すべきものであるから、單に月別比較をして見たゞけでは、始んど何等の判断も下し得られない。

上に示す所は各月別であるが、今炭坑労働者の生活に於ける各費用項目の振合を知り、大體に於て其の生活の實狀を窺ふ資料と爲さん爲めに、右三ヶ月に於ける各費目の總支出に對する千分比を平均して示せば、左表の如きものとなる。

第二表 各費目歩合三ヶ月平均表

飲食物費	五二・六七
住宅費	四一・三三
薪炭燈火費	二六・三三
被服身廻品費	一九・六六
醫藥費	一八・三三
育児費	一八・〇〇

雜錄 炭坑労働者の生計狀態

交際費	四〇・〇〇
貯蓄費	一一・〇〇
貯蓄金	六六・三三
雜費	一三七・三三

右第二表の示す所はたゞ九、十、十一の三ヶ月平均であるから、之を以て直ちに年中に於ける狀態と見ることは出来ぬが、右三ヶ月は先づ氣候中和の季節とすべきであるから、假りに之を以て年内に於ける正常的な生活狀態とするには足りるであらう。そこで表に就いて見るに、炭坑労働者の支出經濟中最も大なる費目を爲すものは飲食物費で、實に支出總額の五割二分強に當つて居る。元來飲食物費の支出總額に對する割合は、収入の多き生活に於けるほど小さかるべき筈であるが、炭坑労働者の生活に於てはそれが五割以上に及ぶも敢て不思議とするには足らぬ。エノノミスト所載『労働者階級の生活狀態』に據れば東京細民地域に於ける調査では食費歩合五四・七%で工場職工四五・四%となつて居る。して見れば炭坑労働者の食費負擔歩合は決して小さな方ではない。

次に住宅費及び薪炭燈火費は右表の示す所兩者共に歩合甚だ小である。之を右「労働者階級の生活状態」に示されたる所に比較するに、大阪の労働者の住宅費歩合一五・六%で大都市は大抵その見當に在り、東京細民地域に於てすら七・三%とせられてあるから、炭坑夫の住宅費四・一%といふは方外に小さい。之は全く三井鐵業所に於て住宅が安價に供給せられて居る爲めであり、又薪炭燈火の安價供給の行はれて居る爲めたるに外ならぬ。次に被服身廻費歩合は右第二表では一割二分弱となつて居るが、之は決して少い方ではない、本調査に於ける労働者の程度を以てすれば、被服費の歩合稍々大に失すと謂はねばならぬ。今少しく所得多き部類の人々に在つては被服費歩合は所得の増加に伴つて大となるべきこと勿論だが、月收五六十圓乃至百

圓内外位の労働者の生活に於ける被服費歩合として其の歩合が總支出の一割以上に出づるは稍々大に過ぎると見る外はない。次に交際費の四分といふのも決して少い方ではなく、其の大部分が虚禮的の贈答や酒宴などに浪費せられて居るは想像に難からざる所である。雑費の一割三分七厘といふも多過ぎる。元來雑費と稱せらるゝ費用はない筈なのだから、其の歩合の多きことは、生計が十分律序的ならず又調査の十分綿密ならざるを示すものと謂はねばならぬ。最後に貯金歩合が六分六厘を示して居るのは、此種労働者としては先づ好い方であらう。

二 上に示す所は支出の方面に關するものであるが、次に收入と支出との比較に就いて見れば、調査資料の示す所三月別に於て左表の如き有様なりとする。

第三表 收支調

其 一 大正十一年九月分

摘要	世帯主収入		世帯全収入		世帯主支出		世帯全支出	
	総額	一世帯平均	総額	一世帯平均	総額	一世帯平均	総額	一世帯平均
一家人員	三人暮	四人暮	五人暮	六人暮	七人暮	八人暮	九人暮	計
世帯數	五	九	五	四	五	一	一	二〇
總額	二六七三	五三〇一	二四四九五	二四九七一	二七三九元	八二五〇	六八六六	一七六八四
一世帯平均	五三四四	五八〇〇	四八九〇	六四三八	五四九八	八二五〇	六八六六	五八六九
總額	三二九六	一〇三三四	四四三二	四九二五	六六二〇	二四三〇	二二九九	三、二六六六
一世帯平均	六五六九	一一三三〇	八八九〇	一二三三三	一五八二〇	三〇三三〇	二二九九	一、二八八九
總額	二九六一	八六〇四	七三三三	四〇九七	六〇九七	二〇六六	一一三三	二、九九五八
一世帯平均	五九六二	七五五〇	五三四四	一五二二	二二九四	二〇八二〇	一一六三〇	九六九六
平均世帯主収入對平均支出額割合	一一二	一一四	一一八	一一四	一一三	一一六	一一六	一一四
平均世帯全収入對平均支出額割合	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

備考 平均世帯主収入及ビ平均世帯全収入ニ對スル平均支出額ノ割合ハ收入ニ對スル支出ノ割合ヲ示ス

其 二 大正十一年十月分

摘要	世帯主収入		世帯全収入		世帯主支出		世帯全支出	
	總額	一世帯平均	總額	一世帯平均	總額	一世帯平均	總額	一世帯平均
一家人員	二人暮	三人暮	四人暮	五人暮	六人暮	七人暮	八人暮	計
世帯數	一	五	九	四	四	六	一	二〇
總額	一〇六九	二二五二	三三三〇	三六六六	三三三〇	三三三〇	二、二二九	一、二二九
一世帯平均	一〇六九	五八〇〇	三六六六	九一六五	八二五〇	六二二八	五八六六	二、二二九
總額	一〇九三	三〇〇一	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	二、二二九
一世帯平均	一〇九三	六〇〇二	三三三三	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	二、二二九
總額	一〇九三	三〇〇一	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	二、二二九
一世帯平均	一〇九三	六〇〇二	三三三三	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	二、二二九



世帯全支出	總額		平均世帯主收入對平均支出額割合	平均世帯全收入對平均支出額割合	備考	同前
	一 世 帶 平 均	二 世 帶 平 均				
108260	290211	567276	108260	484762		
1015	197	1156	197	1156		
1969	1964	1777	1777	1777		

其 三 大正十一年十一月分

摘要	一家人員		世數帶	世帯主收入	世帯全收入	世帯全支出	平均世帯主收入對平均支出額割合	平均世帯全收入對平均支出額割合	備考	同前
	一 人 幕	二 人 幕								
	511	5477	10588	30201	35201	26201	10588	30201		
	5210	6555	9211	24354	29354	21354	24354	29354		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	2210	2655	7234	21911	27911	20911	21911	27911		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		
	677	8477	11241	34744	42744	31744	34744	42744		

備考 同前

右第三表に就いて見るに先づ収入の側に在つては、月々に依り多少の差はあるが、大體世帯主の収入は三十世帯平均に於て五十六圓乃至七十七圓となつて居る。之を三ヶ月平均にして見ると六十八圓四十錢に當る。然るに一世帯の全収入はといへば、やはり月々に多少の相違があるが、三十世帯平均に於て九十七圓乃至百十二圓餘に及び、各月を平均すれば百五圓四十二錢となる。即ち三十世帯平均に於ける三ヶ月平均収入は世帯主の収入六割四分、世帯主以外の者の収入三割六分といふ割合である。

所が此の収入に對して支出の方は一世帯平均七十一圓乃至九十七圓弱で、三ヶ月平均八十四圓五十二錢となつて居るから、平均的に見て世帯主の収入だけでは遣つて行ける時と遣つて行けない時とが生ずる。即ち表に示される所では九月と十月とは収入が支出に超過し、十一月には収入が支出に不足する有様を呈して居る。そこで一人暮以上九人暮に至るまでの各大さ

の世帯に就き世帯主収入と一世帯支出との割合並びに一世帯全収入と一世帯支出との比較の示されたるものを見るに、九月に在つては何れの大さの世帯も世帯主の収入だけでは支出に不足し、其の不足七人暮及八人暮の所で最も大で、支出は収入一〇〇に對し二二三及二五六の多きに及びて居る。然し十月になつて見ると其の不足額減少して居るが、やはり世帯主の収入だけで支出の賄へるのは三人暮と五人暮のものだけで、其他は支出の割から四割見當不足する有様を呈して居る。(八人暮一世帯に於て支出が収入の六倍半にも及びて居るのは、何か特別の事情あるに因つたものであらう)然るに十一月に於ては大體の狀況は更に良好となり世帯主の収入だけで遣つて行けて多少収入の餘剰を生ずるもの多く、不足せるはたゞ二人暮と七人及八人暮との世帯のみである。

大體右のやうな有様だから、一家の全収入と支出との比較を見れば、何れの月に在つても収入は支出に超過し、各世帯とも皆同様で、たゞ

八人暮の一世帯に於て十月に不足を示して居るだけである。そして収入に對する支出の割合は大抵八九割の所に居り、最も少きものは六割弱にしか當つて居らぬのがある。つまり一家の人々が力を協せて共稼すれば、収入は支出に剩り一二割の貯蓄は出來得る實狀を呈して居る次第なりとする。

三 けれども右示す所は各大さの世帯とも數

世帯を平均して見た上のことであるから、之を以て直ちに現實に調査されたる各世帯の實狀なりとするわけには行かぬ。その實狀はやはり之を各世帯々に就いて見なければならぬ。そこで調査は支收過不足調をば餘剰も不足も共に之を十圓以上と十圓以下に分ち、餘剰又は不足を示したる世帯數を夫々示すことにした。其の調査表は次の通りである。

第四表 收支過不足調

其 一 大正十一年九月分

摘要		世帯主收入 ヲ以テ支出 額ヲ支辨シ					
一家人員	世帯數	除剩		不足		計	
		十圓以上	十圓以下	十圓以上	十圓以下		
三人暮	五						
四人暮	九						
五人暮	五						
六人暮	四						
七人暮	五						
八人暮	一						
九人暮	一						
計	三〇						





右掲第四表に照し見るに、九月に在つては世帯主収入だけを以てすれば支出に及ばざるもの比々皆然りで、二十世帯中二十世帯は其の状況に在り、然かも大多數は十圓以上の不足を示し

餘剰を示したるは三人暮三世帯と四人暮一世帯とのみ。然かもその餘剰は十圓以下である。然し一世帯全収入を以てすれば状況は轉倒し、三十世帯悉く収入に餘剰あり、就中十七世帯は十圓以上の餘剰であつた。次に十月に在つては、世帯主収入のみで支出を賄ひ得なかつたものは二十世帯に減じ、十世帯は却つて収入に餘剰を示すことゝなつた。然かも餘剰は十圓以上なるもの六世帯であつた。然し一家の全収入を以てしても尙ほ支出に及び得なかつたものが比較的多數に生じて來、其數九世帯の多きに及び、三人暮四人暮七人暮の世帯に於て比較的多くのものが収入に不足を見た。次に十月に在つては、世帯主の収入で支出を充し得ざるもの、數更に減じて十二世帯となり、十八世帯は支出に對して収入過剰し、然かも十四世帯は十圓以上の過

剰を見た。そして一世帯の全収入を以てすれば支出に對し収入の過剰するもの二十八世帯に増加し、就中二十四世帯は十圓以上の餘剰を見たのである。

そこで此の第四表の如く各世帯々に就いて見たものと、第三表の如くや、平均的に見たものとを比較すれば、後者に在つてはや、定まつた結論を見出し易いに反して、前者に在ては事情區々頗る結論を造るに困難なるものがある。

即ち此の第四表に在つては、之を前三表と照し合せて致へて見ても、月に依り收支適合の状況が色々に相違し、何月には支出が多くて何月には少く、何月には世帯主の収入が多く何月には少く、又何月に世帯の全収入が多く何月には少く、其爲めに收支適合上に如何なる表はれを見るといふことの、頗る見定め難いものがある。然したゞほんの大體の傾向としては、支出の方に在つては九月よりも十、十一月とや、減少の状況の窺知し得べきあり、世帯主収入に在つては九月よりも十、十一月は増加の有様が見へ、

一世帯全收入に在つては、九月よりも十、十一月は減少を示して居ることが出来る。其の結果として第四表に示すが如き收支過不足の状況を呈するに至つたものと見得られる。けれどもそれが何故に然りしか、そは偶然のことなるか、それとも何等か確實に捕捉し得らるべき事實上の原因あつて然るものか、その原因は毎年定まつて生ずるものかなどいふことになれば、此の調査表だけでは到底之を知り得る道がない。元來此種の調査は年中の何月から何月までを以て調査をして見ても、其月々に於ける季節上の諸關係から、之を以て一年中を通じての實状を見るに難きものと同時に、調査は選擇されたる幾家族かに就いて行はれるもので、その選擇は幾ら注意して之を行つても、其の家庭々に特有な事情の附着するを免れ難く、從て其の調査として表はれた所を以て、直ちに當該部類の労働者一般の實状と見ることの不都合なるものあるを免れぬ。本調査も此の意味に於て大いに斟酌を要するものがある。た

ゞ全國各方面からの材料が蒐集されて、種々比較して攷察するを得ることになるに於て、甞めてよく大體の有様が知ることが出来るであらう。

但併しながら吾々は此の局部的なる調査資料を見るに就いても、九州の中心炭坑地に於ける労働者の生活の状況をば、其の一斑に就いて窺ふことが出来る次第で、若し此種の調査材料が社會局の手に依て全國的に各方面より蒐集せられ、同じく炭坑労働者に就いても各炭坑の比較を爲すを得、又炭坑労働者その他の鑛山労働者との生計比較、鑛山労働者と工場其他の労働者との生計比較といふ風に、色々の比較を試み得る十分の材料を供給さるゝことゝもならば、大體に於て我國労働者の生計の實状を知り得ることゝなるであらう。私は一日も早く完備せる調査資料或は調査報告が社會局より公表されんことを切望せざるを得ない。特に材料のあまり古物とならぬ内に手早く發表せられんことを希望せざるを得ないのである。(をばり)